

道路占用工事共通指示書（参考）

目 次

（道路占用工事共通指示書第4条関係）

1. 施工計画書記入例	1～14
-------------	------

（道路占用工事共通指示書第8条関係）

2. 道路工事保安施設設置基準関係

2-1 道路工事保安施設設置基準	15～38
2-2 道路工事現場における標示施設等の設置基準	39～44
2-3 道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について	45～48

1-2 施工計画書記入例

〈記入例〉

〇〇〇〇工事

(占第 号)

施 工 計 画 書

平成 年 月

企業名 〇〇〇〇株式会社〇〇支店

施工者 〇〇〇〇株式会社

<目 次>

1.	工事の概要	24
2.	実施工程表	25
3.	現場組織表	26
4.	緊急時の体制	27
5.	使用機械	28
6.	主要資材	29
7.	施工方法	30
8.	施工管理	31
9.	交通管理	32
10.	安全管理	33
11.	仮設備計画	34
12.	その他	34

1. 工事の概要

(1) 道路占用許可年月日及び番号

平成 年 月 日 占第 号

(2) 工事名 ○○○○工事

(3) 工事目的

本工事は、ビル新築に伴う地下管路の新設工事を行うものである。

(4) 作業工程

管路新設 鋼管100 mm 50 m

道路復旧 60 m 210 m²

(5) 工事場所

自 ○○区○○ 丁目 番

至 ××区×× 丁目 番

(6) 工 期

自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

(7) 企業者

○○○○株式会社○○支店

○○部○○○○建設事務所

住所

電話

監督員

(8) 施工者

○○○○株式会社○○支店

住所

電話

工事責任者

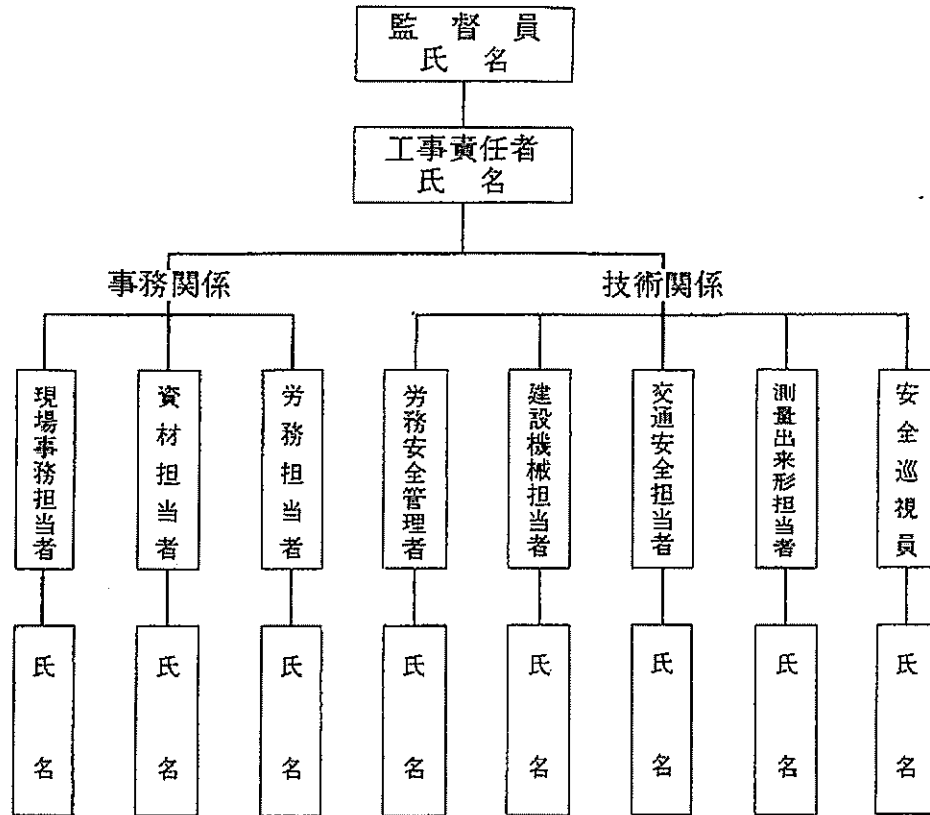
2. 実施工程表

種別	月 日	月		月		月	
		10	20	10	20	10	20
準備工		—					
舗装切断工		—					
試掘工		—					
仮設工			—				
管布設工				—			
仮復旧工				—			
本復旧工					—		
片付け工						—	

(注)

工程計画は、施工方法の基本方針に基づいて、建設機械の選定、労働者、材料、資材の供給予想のほか、現場条件、季節などの自然条件等あらゆる関連条件を考慮し、所定の工期内に施工の経済性と品質に適合した実行性のある工程計画を作成する。バーチャートによる工程表は曲線式工程表を併用すると良い。

3. 現場組織表



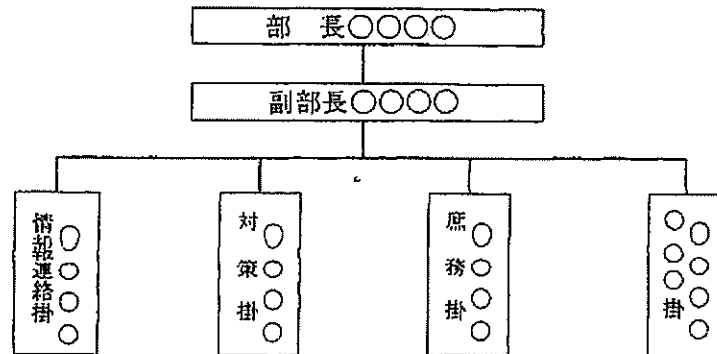
(注)

現場における組織編成及び命令系統業務分担がわかるものでなければならない。監理技術者、専門技術者についても必要がある場合は記載する。

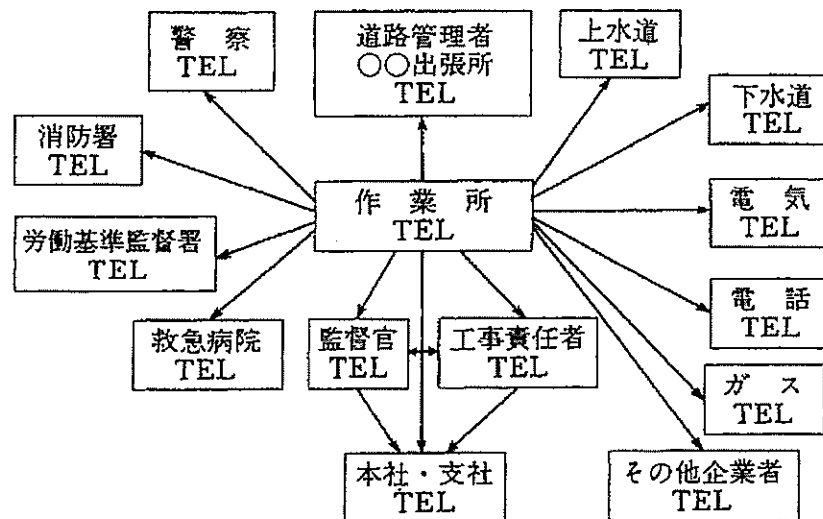
4. 緊急時の体制

(1) 異常気象時における体制

災害対策組織表



(2) 緊急時の連絡系統



(注)

- 1) 大雨、強風等の異常気象時における防災および災害が発生した場合に対する体制および緊急時の連絡系統を記載する。特に夜間または休日における連絡先・連絡方法を明記しておく必要がある。
- 2) 地震予知情報が発令された場合には、ただちに工事を中止し、現場の整理を行って避難体制をとるものとする。又、責任者がこの処置を確認するものとする。

5. 使用機械

品名	規格	数量	備考
掘削機	W I I O 4	1 台	低騒音型
コンクリートカッター	D E E P 40	1 台	低騒音型
ダンプトラック	11 t, 4 t	各2台	
ユニック車	2.9 t吊り	1 台	
溶接機	D C 200 A	2 台	低騒音型
パイプロランマー	8 kg	2 台	
発電機	10 K V A	2 台	照明用
山留材		一 式	N L V 型 2 ~ 3 m
保安材		一 式	サンライト他

(注)

- 1) 工事に使用する主要な機械名、規格、型式、能力、台数等を実施工程表と照合して記載する。
- 2) 備考には使用目的を記載する。
- 3) 上記の計画表は他の表と同一頁としないこと。
- 4) 主要機械については施工方法の中にも記述するものとする。

6. 主要資材

主要資材搬入計画

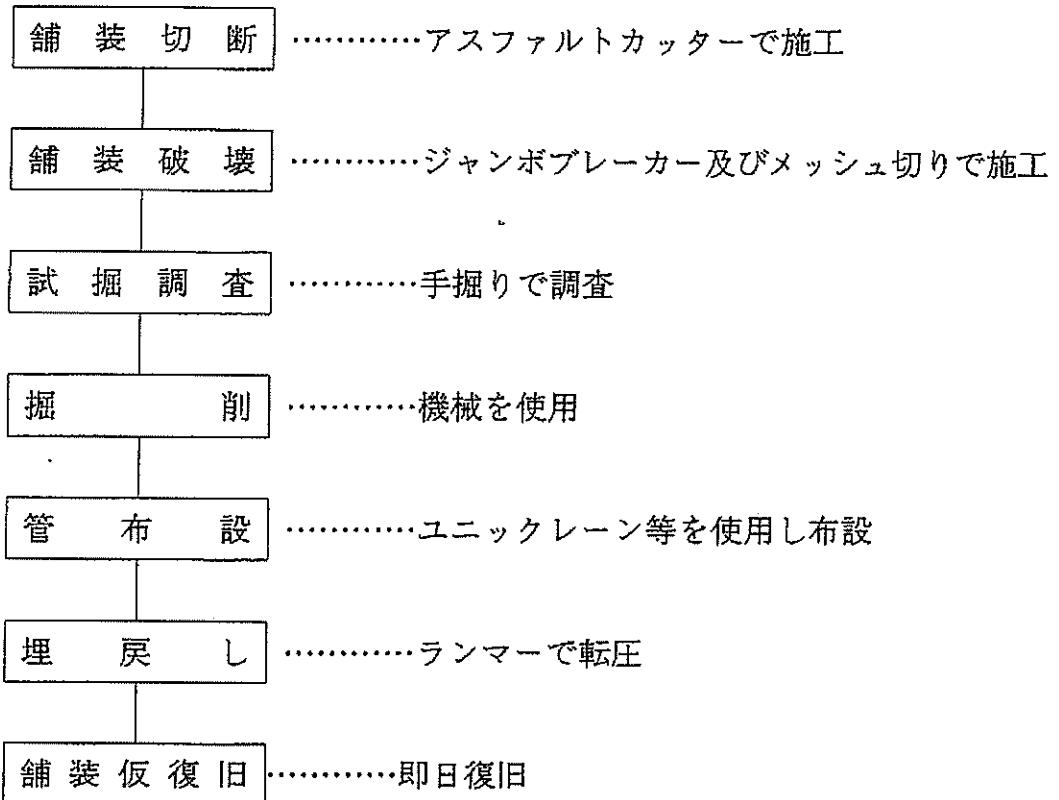
品名	規格	単位	予定数量	搬入予定	備考
生コンクリート	160-8-40BB	m ³	〇〇	〇月	〇〇会社
＃	240-8-25N	＃	〇〇	〇月	〇〇会社
コンクリート ブロック		個	〇〇	〇月	〇〇会社

(注)

工事に使用する主要な資材の品名、規格数量搬入予定時期及び必要に応じて製造または納入業者名等を記載する。

7. 施工方法

(1) 管路新設



(注)

施工方法については、設計図書にもとづき下記事項に注意して作成する。

- 1) 各工種ごとに、実際の施工順序及び施工方法、使用機械について、簡潔に記載する。
- 2) 立会施工及び段階検査等について、どの段階で実施するか明記する。
- 3) 工事施工のための仮設工事について簡潔に記載する。
(現場事務所等の仮設備は11. 仮設備計画に記載する。)
- 4) 必要な箇所には、図面等も入れる工夫が必要である。

8. 施工管理

(1) 工程管理

施工にあたり工期内に、仕様書・図面に基づき契約条件を満足するように、最も能率的に施工管理を行う。

工程表に基づいて工事内容の指示及び指導監督をする。

(2) 品質管理

試験方法は、配管工事標準仕様書に定められたもの及び、監督員の指示した方法により管理する。試験結果は、直ちに施工管理に反映させて、よりよい品質になるよう努める。

(3) 出来形管理

出来形が設計図書に適合することを確認するために行う。

工事の出来形を把握するため、寸法・凹凸・勾配・基準高・等を施行順序に従い直接測定し、その都度その結果を出来形測定表及び管理図に記録し、常に的確な管理を行う。測定者は出来形管理の目的を十分理解し、誤差を極力小さくするよう努める。

(4) 写真管理

施行中の工事写真は、工事施行記録の保存と工事完成後の出来形確認の資料とするためである。撮影は、被写体の主要寸法が判別できるように、スタッフ・リボンロッドその他を当て撮影する。

測定、被写体の概略図及び主要寸法を黒板に記入撮影し、事後の確認ができるようにする。小黒板で説明不足のものについては、工事アルバム整理時に必要な説明をつける。

(注)

施工管理の実施方法について、できる限り判りやすく記載する。

9. 交通管理

別添「保安施設設計図」のとおり保安施設を設置するとともに、道路工事保安施設設置基準に基づいて次のことに留意するものとする。

- (1) 工事箇所前方50m・100m・200mの位置に、工事を予知できる標識を設ける。
- (2) 工事箇所近辺に各種標識板・防護棚・セーフティコーン等を設置し、混乱を引き起こさないよう誘導員を配置する。

当該工事は、原則として昼間作業とするが、夜間作業となる場合は次のことに留意するものとする。

- (1) 夜間作業には十分な照明を設け、通行車両・通行者の安全を確保するとともに場内作業の安全を図る。
- (2) 夜間、工事を停止するときは、機械は施工箇所のうち障害となることの最も少ない場所か、道路外に集めて照明表示を行うとともに、施工箇所に誤って侵入することのないように照明を行い、標識板、防護棚等を設置する。

(注)

工事に伴う交通処理及び交通対策について記載する。

10. 安全管理

- (1) 本工事における労働災害防止のため、労働基準法・労働安全衛生規則・その他関係法令を遵守する。
- (2) 建設機械の使用に当たっては、有資格者に操作させ、必要に応じて、誘導員の配置及び作業区域内への立ち入り禁止の処置をとる。
- (3) 各作業のかわり目には、作業員等に次の作業内容の配慮すべき点その他必要な事項を周知徹底する。
- (4) 重機械作業の災害に重点を置き、重機械の始業点検を毎日使用前に徹底して行わせる。
- (5) 作業員には保安帽の着用を徹底させる。
- (6) 作業時間は、原則としてAM8:00～PM5:00とする。
- (7) 施工中休日は、原則として日曜日とする。但し、やむなく施工する場合は、事前に監督職員に連絡し承諾をえるものとする。
- (8) 交通巡視員を配置し、安全パトロールを実施する。
- (9) 交通事故防止のため道路交通法を遵守する。
(特に、法定速度の遵守、超過積載を行わせない。)
- (10) 運搬道路においては、トラブルのないようにするとともに、常に道路付近及び路面が良好な状態を保つように、道路清掃員を配置し、維持・修繕を心掛け管理する。
- (11) 安全管理組織を作り、安全衛生管理の推進を図る。

(注)

安全管理に必要なそれぞれの責任者や組織をまとめるとともに、安全管理についての活動方針、主要作業に対する具体的な安全対策、事故発生時の対策等について記載する。

11. 仮設備計画

工事全体に共通する主要な設備について位置図、概略図等々を用いて具体的に記入する。

- (1) 監督員詰所、現場事務所、労務者宿舎、倉庫等の仮設建物
- (2) 材料、機械等の仮置場
- (3) 工事施工に必要なプラント等の機械設備
- (4) 用水、電力等の供給設備
- (5) 運搬路（仮道路、仮橋、現道補修等）
- (6) 工事施工に伴って発生が予測される場合の事業損失を未然に防止するための仮設備
- (7) 工事標示板、安全看板、立入防止柵等安全管理に関する仮設備
- (8) その他

12. その他

その他重要な事項について検討し記載する。

- (1) 官公庁等への手続き（警察・市町村等）
- (2) 地元への周知
- (3) 事業損失防止対策について（家屋調査・地下水の観測等）
- (4) その他

真とすることもできる。

2. 異形ブロック、除草、路面清掃等同一写真が数多くなるものは代表写真を除き密着写真とする。

(工事写真帳の大きさ)

第5 工事写真帳は、フリーアルバムとし4切判とする。

(工事写真帳等の提出部数)

第6 写真帳等の提出部数は次によるものとする。

1. 工事写真帳は施工段階毎に整理し、工事完成時に一部提出する。
2. 監督職員が指示する写真については、指示する時期に指示する部数を提出する。

(工事写真の撮影基準)

第7 工事写真の撮影は、別紙撮影箇所一覧表に示すものを標準とする。

1. 特殊な場合で監督職員が指示するものについては、指示した項目、頻度で撮影する。
2. 写真の撮影にあたっては、原則として次の項目を記載した小黒板等を被写体と共に写し込む。なお小黒板の判読が困難となるおそれのある撮影については、プリント後別紙に必要事項を記入貼付。

- (イ) 工事名
- (ロ) 工種等
- (ハ) 測点 (位置)
- (ニ) 設計寸法
- (ホ) 実測寸法
- (ヘ) 略 図

(工事写真の整理方法)

第8 整理方法は施工順に従い、工程毎に各段階（着手前施工状況、出来形管理、完成）に整理し工事過程が容易に把握できるようにする。

1. 安全管理、材料検査、品質管理等は、それぞれに分類して整理する。

2-1 道路工事保安施設設置基準

建開道管第756号

昭和40年10月14日

建開道管第131号

昭和55年7月1日

建開道管第174号

平成6年12月22日

(内容一部変更)

国開整道管第65号

平成18年4月1日

国開整道管第65号

平成18年4月1日

様

関東地方整備局長

道路工事保安施設設置基準について (通知)

標記については、「道路工事現場における標示施設等の設置基準等の一部改正について」(平成18年3月31日道路局長通達国道利第37号・国道国防第205号)及び「道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板的設置について」(平成18年3月31日道路局路政課長及び国道・防災課長通達国道利第38号・国道国防第206号)により、「道路工事保安施設設置基準」を改正しましたので、今後の工事施工にあたっては、この基準を参考に実施して下さい。

なお、「道路工事保安施設設置基準について」(昭和55年7月1日建開道管第131号、平成6年12月22日建開道管第174号内容一部変更)は、廃止します。

道路工事保安施設設置基準









平成18年4月

関東地方整備局

保安施設設置標準図一覧表

呼称	適用条件（例示のない場合、適用条件類似のものに準じて処理のこと。）			
	工 種	車道幅員	昼 夜 別	摘 要
A 型	車道打換え・オーバーレイ・AS 注入	4 車線以上	夜間（昼間）作業	局部打換も含む
B 型	〃 ・ 〃 ・ 〃	4 車線未満	同 上	〃
C 型	〃 ・ 〃 ・ 〃	4 車線以上	同 上	〃
D 型	中央分離帯修理、設置	-	同 上	
E 型	歩道工事	-	同 上	
F 型	ガードレール、標識、街渠等の設置修繕	-	同 上	
G 型	除草、ガードレール等の人力清掃、路肩整正	-	昼間作業	
H 型	路面および側溝の人力清掃	-	同 上	
I 型	目地シール作業等（短時間作業）	-	同 上	
J 型	レーンマーク作業	-	同 上	
迂回路標示	迂回路標示	-	-	

保安施設等の設置目的

施設	記号	交通の誘導	立入防止	場所の明示予告	交通指導	その他	備考
工事用照明灯				○			
保安灯	■ (⑥)	○		○			
歩道柵	●● (⑦)		○	○			
バリケード			○	○			
矢印板		○					
保安員						○	
交通整理員		○					
クッションドラム						○	必要に応じて設置
体感マット						○	必要に応じて設置
交通誘導ロボット		○					必要に応じて設置
カラーコーン	○	○	○	○			
標示板(工事予告)	①			○			
警戒標識	②			○			
規制標識(311-F)	③	○			○		
規制標識速度落とせ看板	④				○		
標示板(工事中看板)	⑤					○	

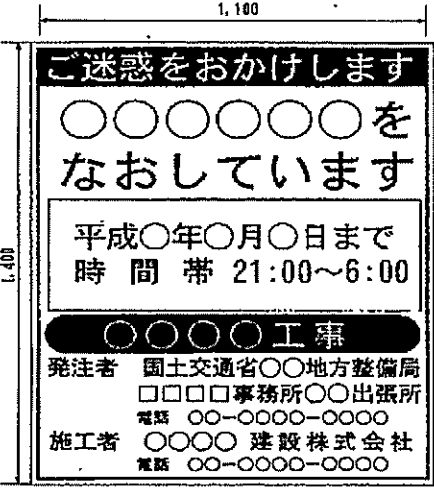
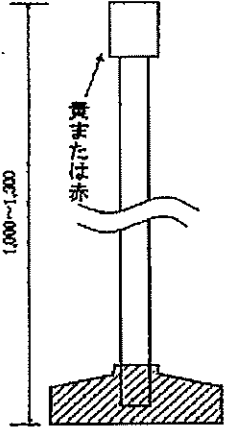
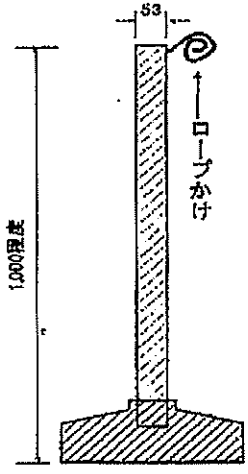
保安施設等の設置目的

施設	記号	交通の誘導	立入防止	場所の明示予告	交通指導	その他	備考
工事中(内部照明型)	㉘	○					
警戒標識	㉙	○			○		
〃	㉚	○			○		
歩行者案内板	㉛		○				
停止線標識	㉜				○		
信号機	㉝				○		
段差予告板	㉞			○			
段差標示板	㉟			○			
工事情報看板	㊱					○	
工事説明看板	㊲					○	
工事予告看板	㊳			○			
迂回路標示板	—	○					

保安施設標準様式図

番号	1	2	3	4
記号	①	②	③	④
名称	標示板 (工事予告)	警戒標識	規制標識 (311-F)	規制標識速度落とせ看板
様式および標準寸法 (単位mm)				
注	<p>(1) 高輝度反射式とする。</p> <p>(2) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 高輝度反射式とする。</p> <p>(2) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 拡大率1.5倍を標準とするが場所によって1倍または1.0倍を指することができる。</p> <p>(2) 夜間は内部照明とする。</p> <p>(3) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 高輝度反射式とする。</p> <p>(2) 転倒しないように留意して設置すること。</p>

保安施設標準様式図

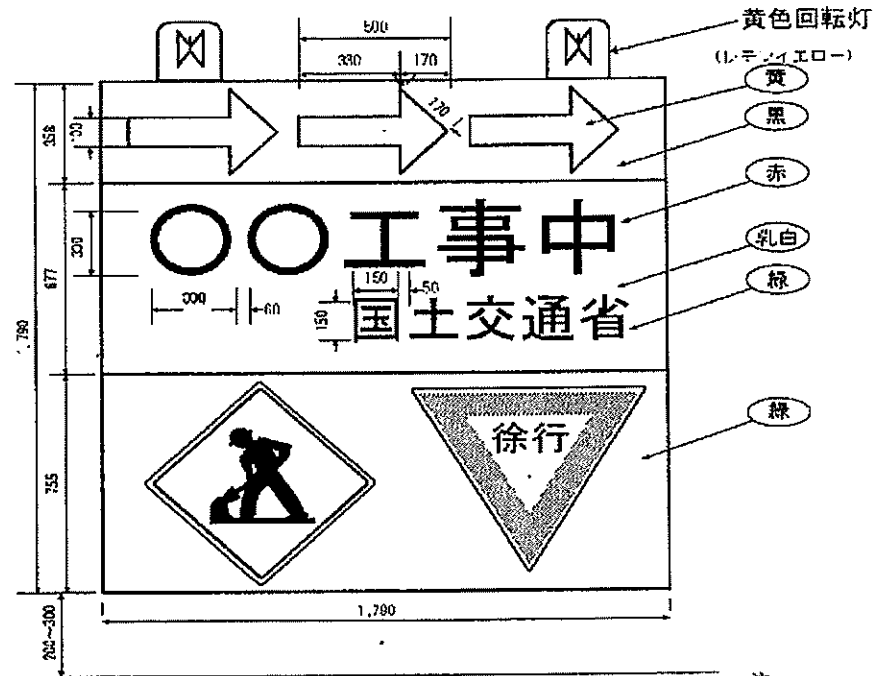
番号 記号 名称	5 ⑤ 標示板 (工事中看板)	6 ⑥ 保安灯	7 ⑦ 歩道柵
様式 および 標準寸法 (単位mm)			
注	<p>(1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文「○○○○工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「○○をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字。その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。</p> <p>(2) 線の余白は、2cm縦線の太さは1cm区画線の太さは、0.5cmとする。</p> <p>(3) 工事期間、時間帯については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事終了日、工事時間帯を標示するものとする。</p> <p>(4) 「○○工事」には「舗装工事」、「共同溝工事」等と記載する。</p> <p>(5) 高輝度反射式または同等以上のものとする。</p> <p>(6) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 柱およびロープは黒黄の縞をほどごすものとする。</p> <p>(2) ロープの外径は12mm以上とする。</p> <p>(3) 柱間隔は約5mとする。</p> <p>(4) 転倒しないように留意して設置すること。</p>

保安施設標準様式図

番号	S
記号	(S)
名称	工事中 (内部照明型)

標

示

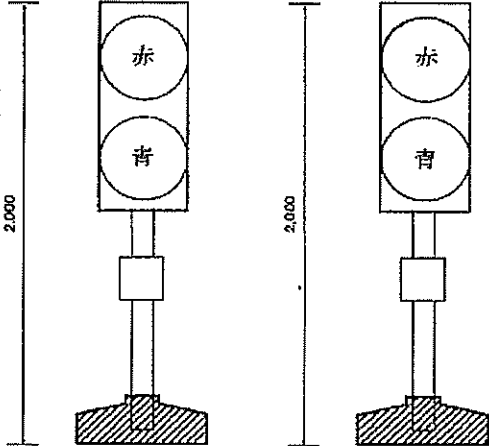
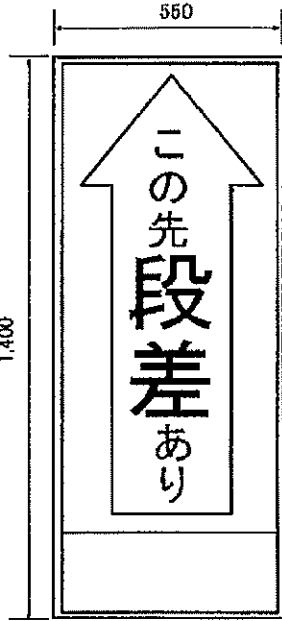
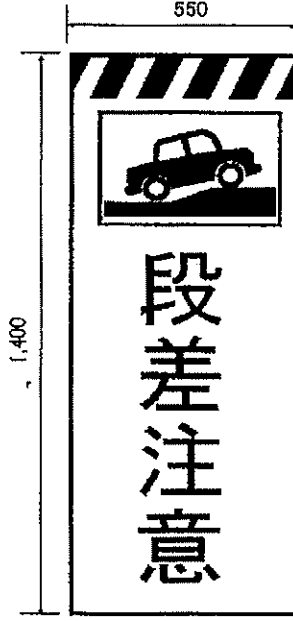


- 注
- (1) 内部照明とし、矢印は層次点滅させる。
 - (2) 警戒標識、規制標識は1.0倍とする。
 - (3) 「O O 工事中」には「舗装工事中」、「共同溝工事中」等と記載し、「道路工事中」とは記載しない。

保安施設標準様式図

番 号	9	10	11	12
記 号	⑨	⑩	⑪	⑫
名 称	車線数減少	片側交互通行	歩行者案内	停止位置
様 式 お よ び 標 準 寸 法 (単位:mm)				
注	<p>(1) 高輝度反射式とする。</p> <p>(2) 実際の規制に合わせた図とする。</p> <p>(3) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 高輝度反射式とする。</p> <p>(2) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 高輝度反射式とする。</p> <p>(2) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 高輝度反射式とする。</p> <p>(2) 路面に停止線を設ける。</p> <p>(3) 転倒しないように留意して設置すること。</p>

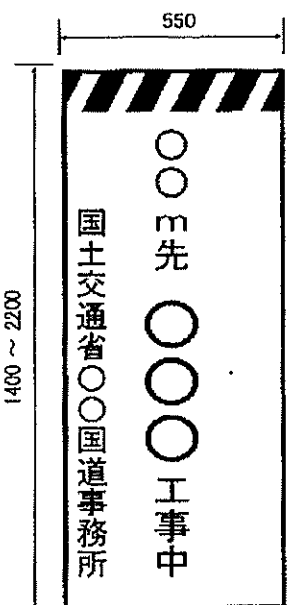
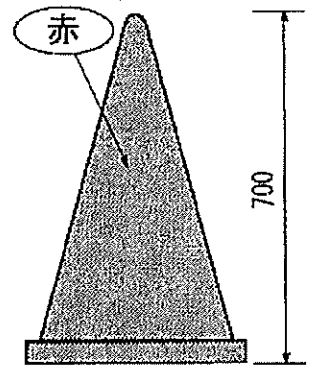
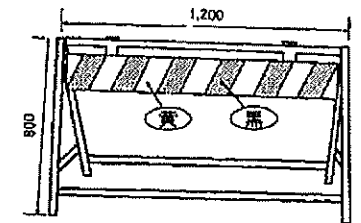
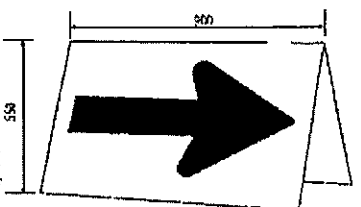
保安施設標準様式図

番号	13	14	15
記号	(13)	(14)	(15)
名称	信号機	段差予告	段差標示
<p>式および標準寸法 （単位mm）</p> 			
注	<p>(1) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 50mから150m手前に設置する。 (2) 高輝度反射式とする。 (3) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 段差箇所に設置する。 (2) 高輝度反射式とする。 (3) 転倒しないように留意して設置すること。</p>

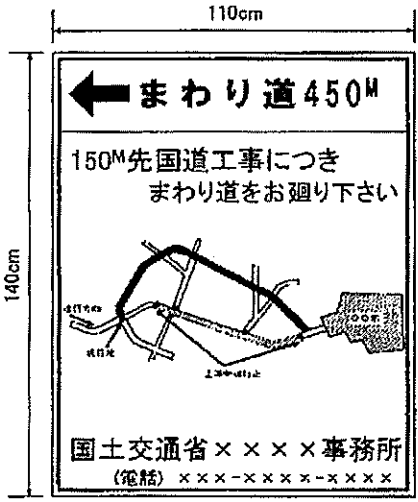
保安施設標準様式図

番 号	16	17
記 号	⑩	⑪
名 称	工事情報看板	工事説明看板
様 式 お よ び 標 準 寸 法 (単位mm)		
注	<p>(1) 色彩は、「〇〇〇〇をなおしていただきます」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。</p> <p>(2) 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事開始日及び工事終了日を標示するものとする。</p> <p>(3) 工事情報看板の下部に、該当工事に関する番号や問い合わせ先等を掲示することができる。</p> <p>(4) 現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、ドライバーから看板の内容が見えないように、建築限界を守って、堅固に設置する。</p> <p>(5) 道路工事を開始する約1週間前から道路工事を開始するまでの間、設置する。</p> <p>(6) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 色彩は「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については背地に白抜き文字、「〇〇〇〇をなおしていただきます」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。</p> <p>(2) 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事終了日を標示するものとする。</p> <p>(3) 工事情報看板の下部に、該当工事に関する番号や問い合わせ先等を掲示することができる。</p> <p>(4) 現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、ドライバーから看板の内容が見えないように、建築限界を守って、堅固に設置する。</p> <p>(5) 道路工事開始から道路工事終了までの間、設置する。</p> <p>(6) 転倒しないように留意して設置すること。</p>

保安施設標準様式図

番号	18	19	20	21
記号	⑱	○	→	→
名称	工事予告看板	カラーコーン	バリケード	矢印板
様式 寸法 標準 単位mm				
	注	(1) 500mから1000m手前に設置する。 (2) 高輝度反射式とする。 (3) 転倒しないように留意して設置すること。	(1) 夜間は内部照明とする。 (2) 転倒しないように留意して設置すること。	(1) 転倒しないように留意して設置すること。 (2) 転倒しないように留意して設置すること。

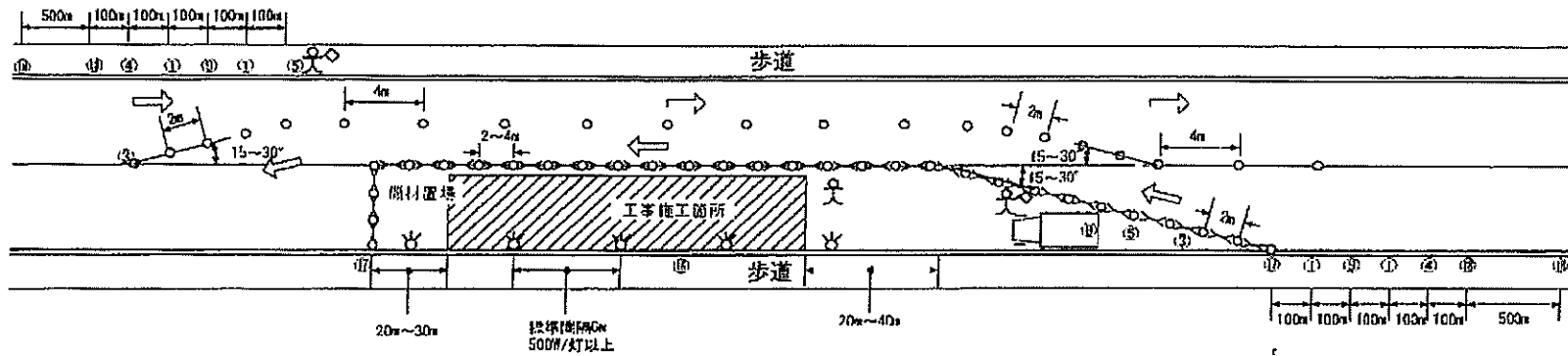
保安施設標準様式図

番号	22		
記号			
名称	迂回路標示板		
様式 および 標準寸法 (単位mm)			
注	<p>(1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。</p> <p>(2) 線の余白は、2cm線線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。</p> <p>(3) 高輝度反射式とする。</p> <p>(4) 転倒しないように留意して設置すること。</p>		

A 型標準図

車道打換(局部打換も含む)
 オーバーレイ
 As注入

: 4車線以上: 夜間(昼間)

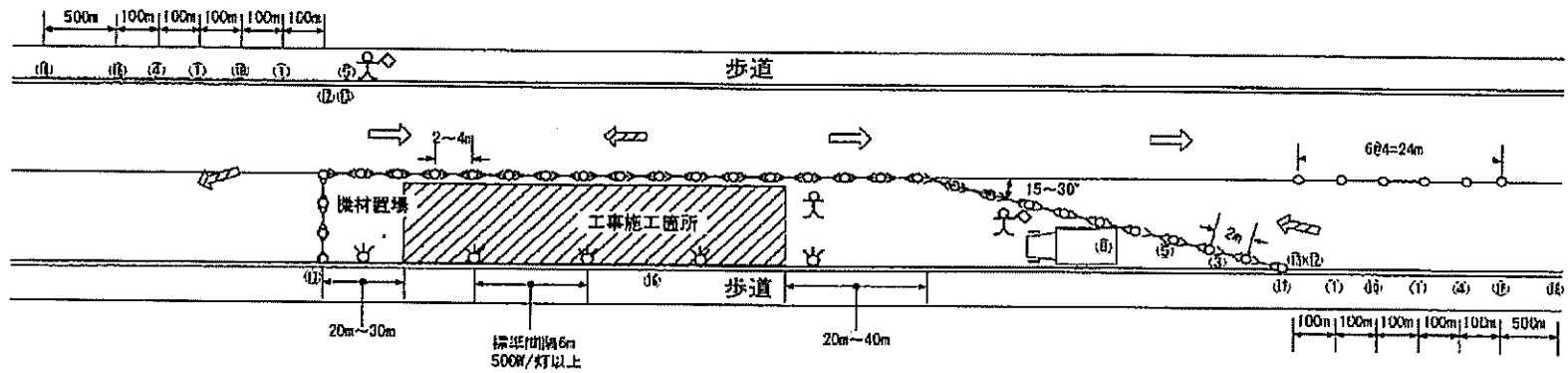


- 注) 1. 保安要員1名以上、交通整理員2名以上おくこと。
 2. 歩車道境界のバリケードはガードレールがある場合は除く。また、現場の状況によりロープに変えてもよい。
 3. 昼間工事の場合は⑧を②④に変更することが出来る。
 4. カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。
 5. ⑧は標識車または大型電光標示板を設置すること。
 6. 近接して工事が行われる場合、①及び⑧は各工事間で調整を行い設置すること。
 7. ⑩は工事開始の1週間前から工事開始までの間、設置すること。
 8. 必要に応じてクッションドラム、体感マット、交通誘導ロボットを配置すること。

B 型標準図

車道打換(局部打換も含む)
オーバーレイ
As注人

: 4車線未満 : 夜間(昼間)

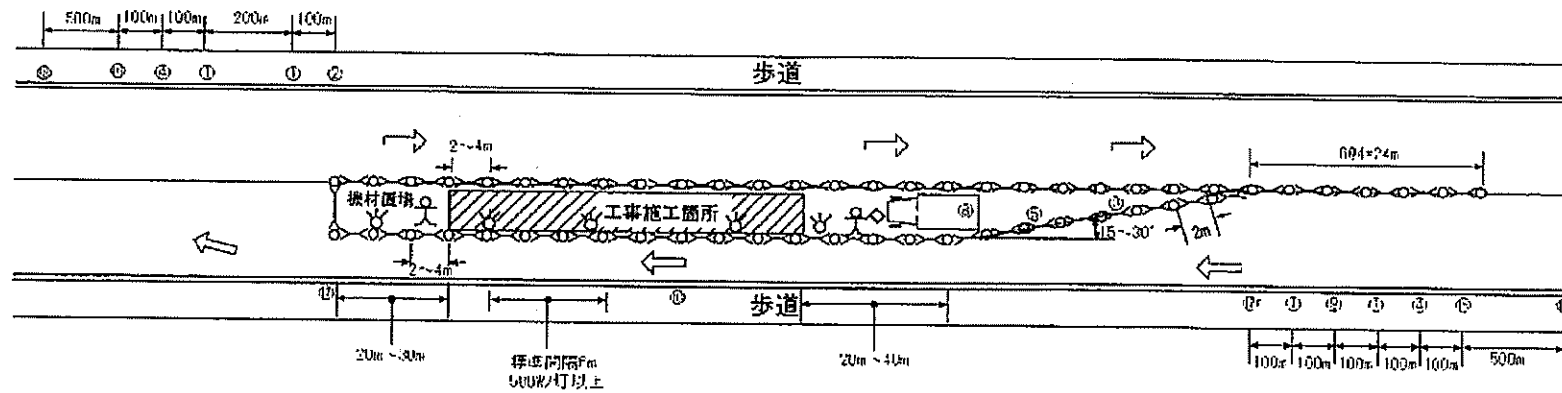


- 注) 1. 保安要員1名以上、交通整理員2名以上おくこと。
 2. 歩車道境界のバリケードはガードレールがある場合は除く。また、現場の状況によりロープに変えてもよい。
 3. 昼間工事の場合は⑧を②④に変更することが出来る。
 4. 現地の状況により信号機を使用することが出来る。
 5. カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。
 6. ⑧は標識車または大型電光標示板を設置すること。
 7. 近接して工事が行われる場合、①及び⑫は各工事間で調整を行い設置すること。
 8. ⑩は工事開始の1週間前から工事開始までの間、設置すること。
 9. 必要に応じてクッションドラム、体感マット、交通誘導ロボットを配置すること。

C 型標準図

車道打換(局部打換も含む)
オーバーレイ
As注入

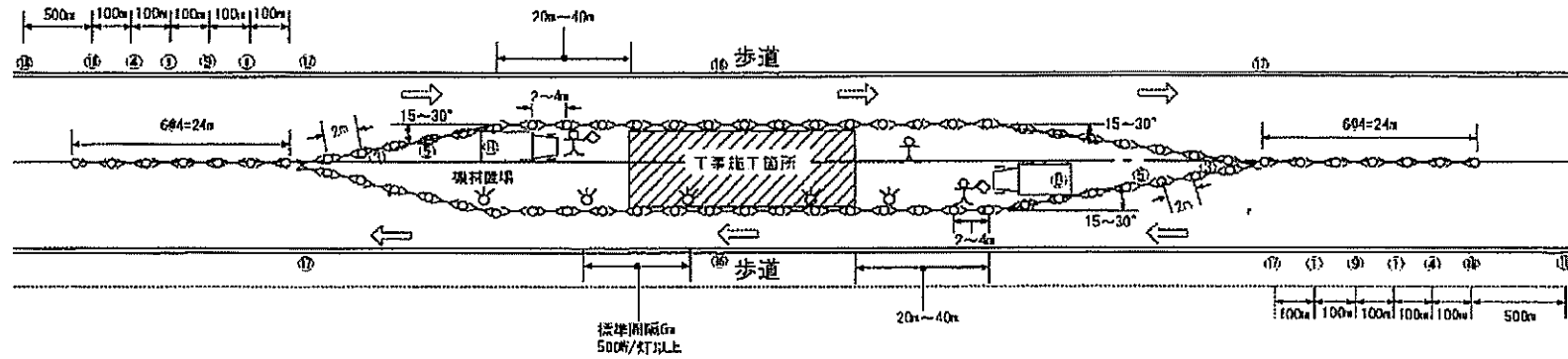
: 4車線以上 : 夜間(昼間)



- 注) 1. 保安要員及び交通整理員をそれぞれ1名以上おくこと。
 2. 昼間工事の場合は⑧を②④に変更することが出来る。
 3. カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。
 4. ⑧は標識車または大型電光標示板を設置すること。
 5. 近接して工事が行われる場合、①及び⑩は各工事間で調整を行い設置すること。
 6. ⑨は工事開始の1週間前から工事開始までの間、設置すること。
 7. 必要に応じてクッションドラム、体感マット、交通誘導ロボットを配置すること。

D型標準図

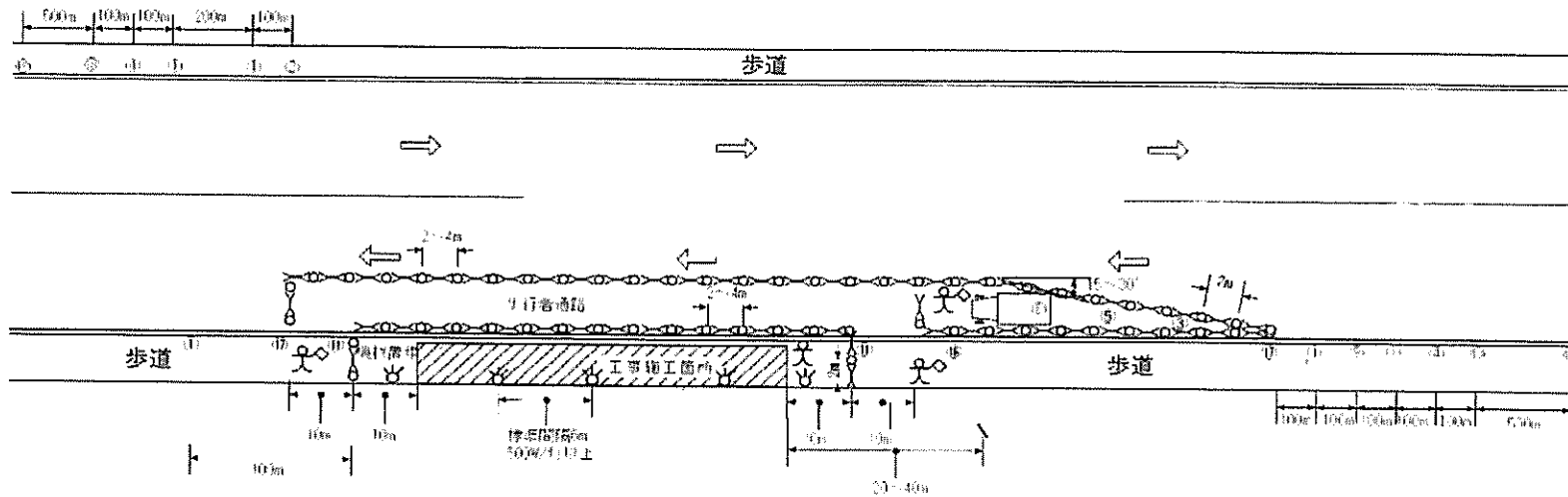
中央分離帯修理、設置：夜間(昼間)



- 注) 1. 保安要員1名以上、交通整理員2名以上おくこと。
 2. 昼間工事の場合は⑧を②④に変更することが出来る。
 3. カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。
 4. ⑧は標識車または大型電光標示板を設置すること。
 5. 近接して工事が行われる場合、①及び⑩は各工事間で調整を行い設置すること。
 6. ⑩は工事開始の1週間前から工事開始までの間、設置すること。
 7. 必要に応じてクッションドラム、体感マット、交通誘導ロボットを配置すること。

E 型標準図

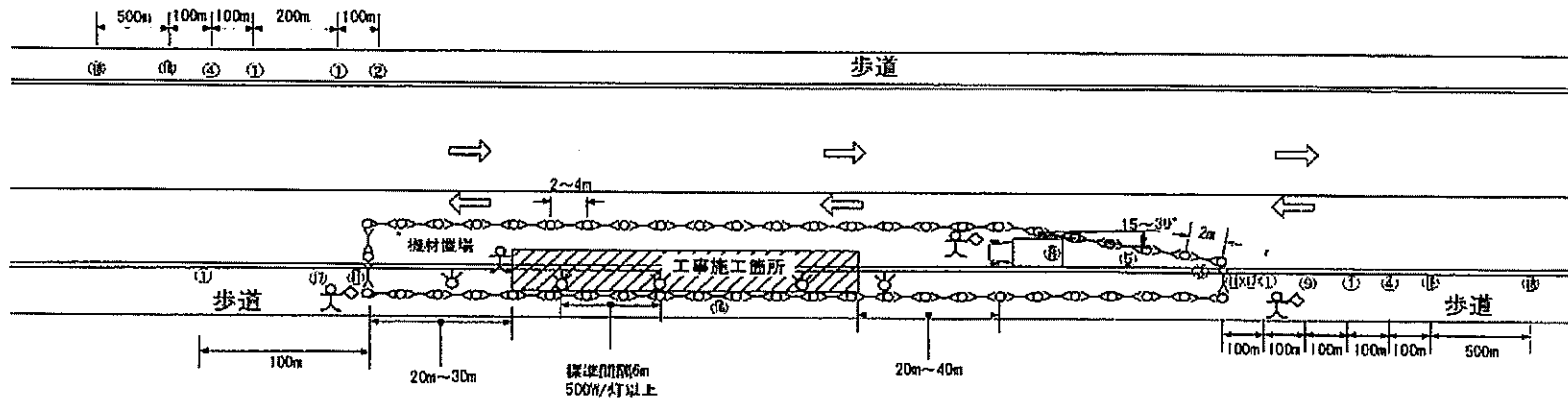
歩道工事：夜間(昼間)



- 注) 1. 歩行者通行幅は原則として1.5m以上確保すること。
 2. 保安要員1名以上、交通整理員3名以上おくこと。
 3. 昼間工事の場合は⑧を⑨に変更することが出来る。
 4. カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。
 5. ⑧は標識車または大型電光標示板を設置すること。
 6. 近接して工事が行われる場合、①及び②は各工事間で調整を行い設置すること。
 7. ④は工事開始の1週間前から工事開始までの間、設置すること。
 8. 必要に応じてクッションドラム、体感マット、交通誘導ロボットを配置すること。

F 型標準図

ガードレール、標識、街渠等の設置修繕:夜間(昼間)

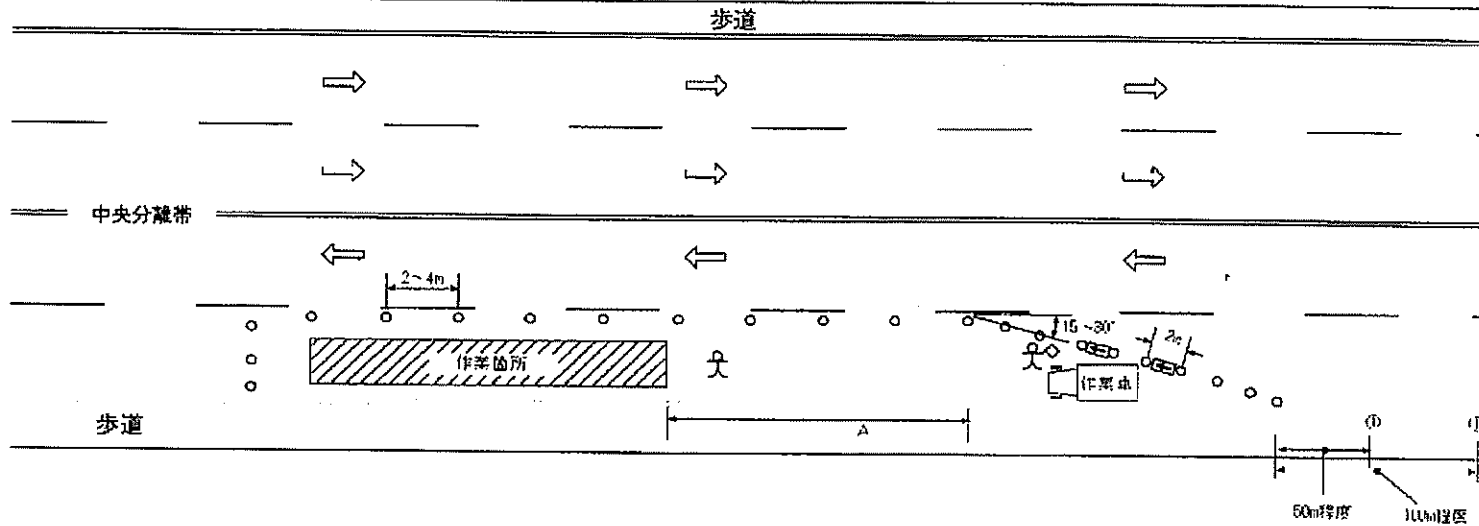


- 注) 1. 歩行者通行幅は原則として1.5m以上確保すること。
 2. 保安要員1名以上、交通整理員3名以上おくこと。
 3. 昼間工事の場合は⑧を②④に変更することが出来る。
 4. カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。
 5. ⑧は標識車または大型電光標示板を設置すること。
 6. 近接して工事が行われる場合、①及び③は各工事間で調整を行い設置すること。
 7. ⑧は工事開始の1週間前から工事開始までの間、設置すること。
 8. 必要に応じてクッションドラム、体感マット、交通誘導ロボットを配置すること。

G 型標準図

除草、ガードレール等の人力清掃、路肩整正：昼間作業

注：標識は作業車に張りつけることを原則とする。
「〇〇作業中」は「除草作業中」等と標示する。

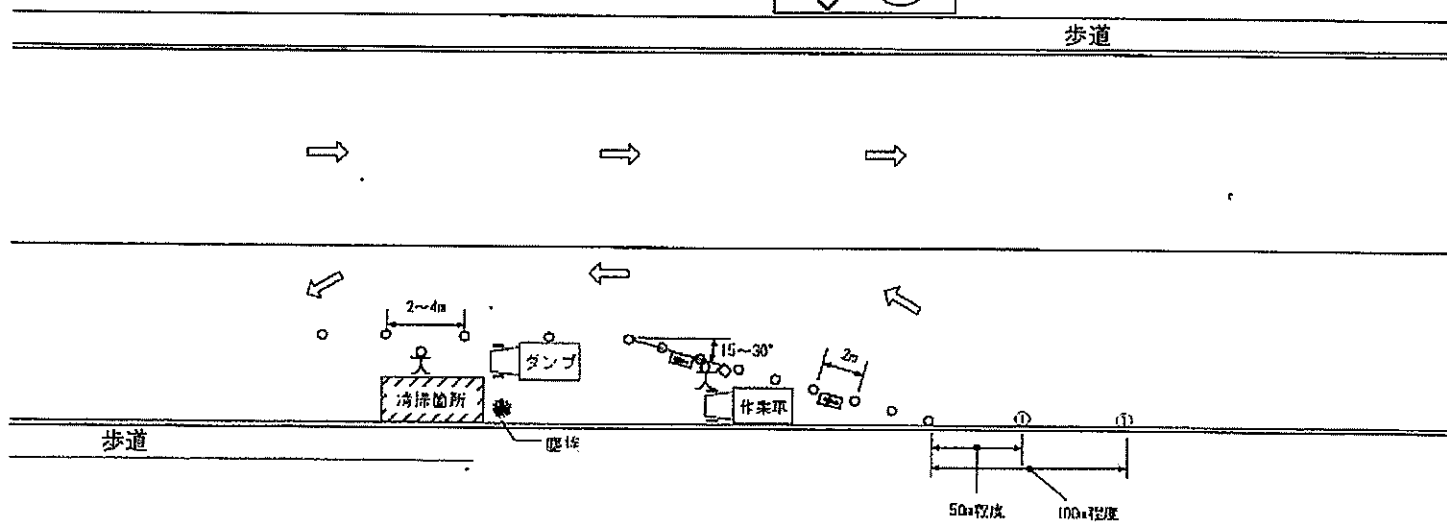


- 注) 1. 移動用
 2. Aの距離については通行車両の走行速度及び沿道状況を勘案して確保する。
 (Aについては30m程度を標準とする。この範囲に作業員は立ち入らないこと)
 3. 保安要員1名以上、交通整理員1名以上おくこと。
 4. カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。
 5. 右下の①の設置数については交通量その他、現地の状況によって定めること。

H型標準図

路面および側溝の人力清掃：昼間作業

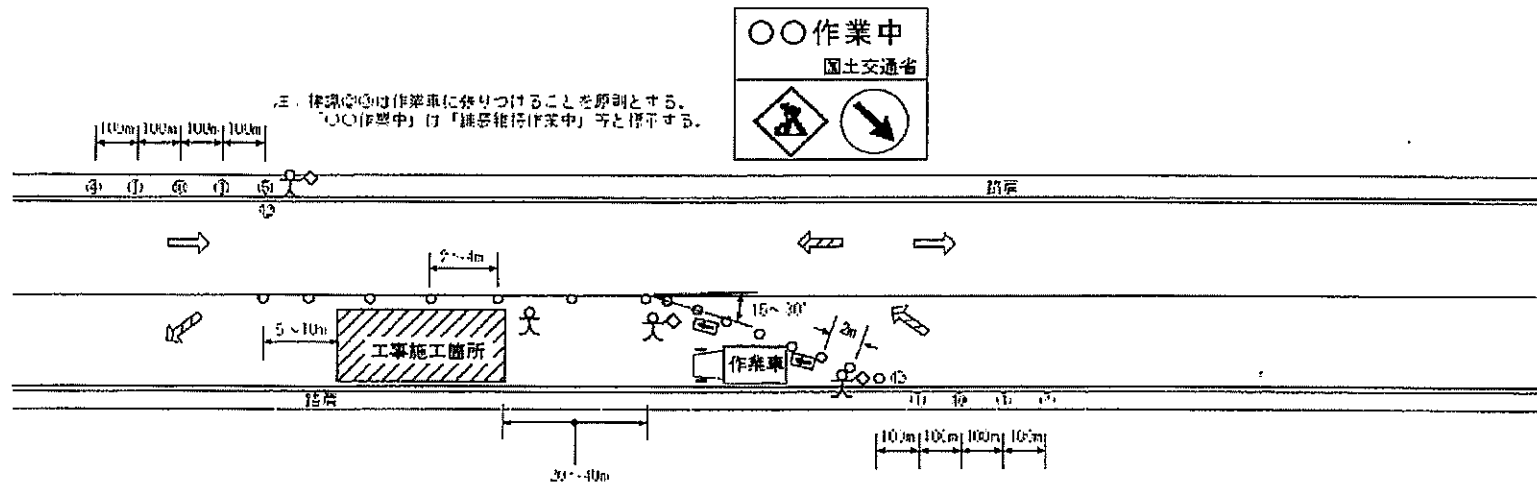
注：標識の設置は作業車に張りつけることを原則とする。
「〇〇作業中」は「清掃作業中」等と標識する。



- 注) 1. 移動用
 2. 保安要員1名以上、交通整理員1名以上おくこと。
 3. カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。
 4. 右下の①の設置数については交通量その他、現地の状況によって定めること。

I 型標準図

目地シール作業等(短時間作業): 昼間作業

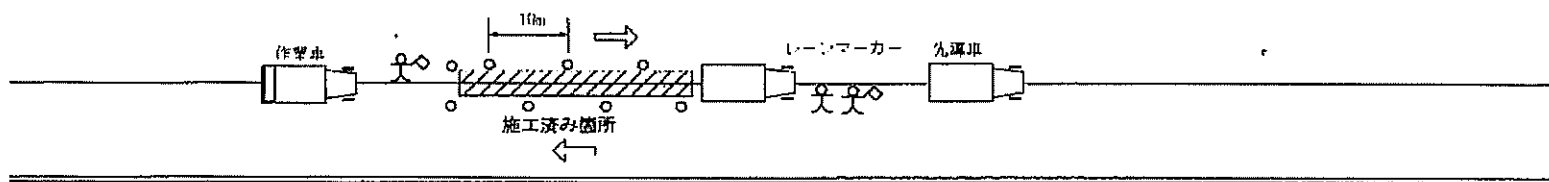


- 注) 1. 移動用
 2. 保安要員1名以上、交通整理員3名以上おくこと。
 3. カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。

J 型標準図

レーンマーク作業：昼間作業

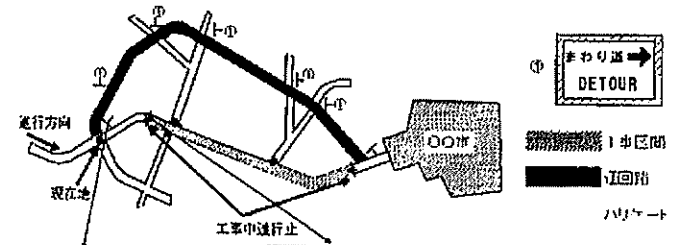
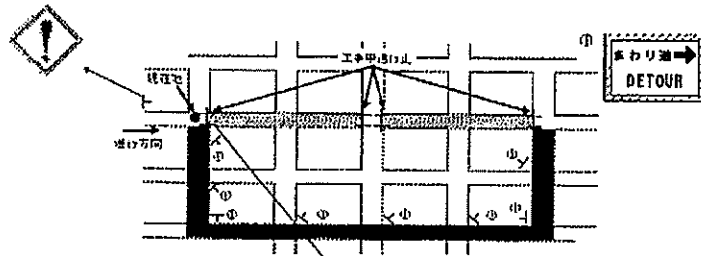
注：標識②は作業車に張りつけることを原則とする。
「〇〇作業中」は「区画標作業中」等と標示する。



- 注) 1. 移動用
 2. 作業実施には原則として警察官立会いの上施工し、広幅員の場合には防護用作業車を使用のこと。
 3. 先導車を使用すること。
 4. 保安要員1名以上、交通整理員2名以上おくこと。
 5. カラーコーンの設置間隔は当該警察署と協議すること。

迂回路標示標準図

迂回路標示



ご迷惑をおかけします
 ○○○○○○を
なおしています
 平成○年○月○日まで
 時間帯 21:00~6:00
舗装修繕工事
 発注者 国土交通省○○○地方整備局
 施工者 〇〇〇〇建設株式会社
 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇



まわり道450M →
 この先国道工事につき
 まわり道をお通り下さい

 国土交通省××××事務所
 (電話) ××××-××××-××××

市街地の場合

← **まわり道450M**
 150M先国道工事につき
 まわり道をお通り下さい

 国土交通省××××事務所
 (電話) ××××-××××-××××

ご迷惑をおかけします
 ○○○○○○を
なおしています
 平成○年○月○日まで
 時間帯 21:00~6:00
舗装修繕工事
 発注者 国土交通省○○○地方整備局
 施工者 〇〇〇〇建設株式会社
 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇



地方部の場合

注) 1.迂回路の設定及び交通整理員の配置については、当該警察署と協議すること。

2-2 道路工事現場における 標示施設等の設置基準

昭和37年8月30日 道発第372号

標記については、道路工事現場における道路交通の安全かつ円滑な運行を確保するため、今般、別添のとおり「道路工事現場における標示施設等の設置基準」を定めたから、遺憾のないよう実施せられたく通知する。

(昭和37年8月30日 道発第372号 道路局長通達)

道路工事現場における標示施設等の設置基準等の一部改正について

平成18年8月31日 国道利第37号 国道国防第205号

標記については、工事情報の提供の改善等のため、「道路工事現場における標示施設等の設置基準について」(昭和37年8月30日付け 道発第372号 建設省道路局長通達)等の一部を下記のとおり改正し、平成18年4月1日から施行することとしたので、遺憾のないよう実施されたい。

道路工事現場における標示施設等の設置基準

道路利用者に対し道路工事に関する情報をわかりやすく提供することなどにより、円滑な道路交通を確保するため、道路工事(道路占用工事にかかわるものを含む。以下同じ。)現場における標示施設、防護施設の設置及び管理の取扱を下記のとおり定める。

(道路工事の標示)

- 1 道路工事を行う場合は、必要な道路標識を設置するほか、原則として次に示す事項を標示する標示板を工事区間の起終点に設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事や自動車専用道路などの高速走行を前提とする道路における工事については、この限りではない。

なお、標示板の設置にあたっては、別表様式1を参考とするものとする。

(1) 工事内容

工事の内容、目的等を標示するものとする。

(2) 工事期間

交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を標示するものとする。

(3) 工事種別

工事種別（舗装修繕工事等）を標示するものとする。

(4) 施工主体

施工主体及びその連絡先を標示するものとする。

(5) 施工業者

施工業者及びその連絡先を標示するものとする。

(防護施設の設置)

2 車両等の進入を防ぐ必要のある工事箇所には、両面にバリケードを設置し、交通に対する危険の程度に応じて赤ランプ、標柱等を用いて工事現場を囲むものとする。(参考(1)を参照)

(迂回路の標示)

3 道路工事のため迂回路を設ける場合は、当該迂回路を必要とする時間中、迂回路の入口に迂回路の地図等を標示する標示板を設置し、迂回路の途中の各交差点（迷い込むおそれのない小分岐を除く。）において、道路標識「まわり道」（120-A、120-B）を設置するものとする。(参考(2)及び参考(3)を参照)

なお、標示板の設置にあたっては、別表様式2を参考とするものとする。

(色彩)

4 道路工事現場において、防護施設に色彩を施す場合は、黄色と黒色の斜縞模様（各縞の幅10cm）を用いるものとする。

(管理)

5 道路工事現場における標示施設及び防護施設は、堅固な構造として所定の位置に整然と設置して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行うほか、夜間においては遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。

(平成18年3月31日 国道利第37号 国道国防第205号 道路局長通達)

別表 様式 1

114cm

ご迷惑をおかけします

**〇〇〇〇〇〇を
なおしています**

平成〇年〇月〇日まで
時間帯 21:00~6:00

舗 装 修 繕 工 事

発注者 国土交通省〇〇地方整備局
□□□□事務所〇〇出張所
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇 建設株式会社
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

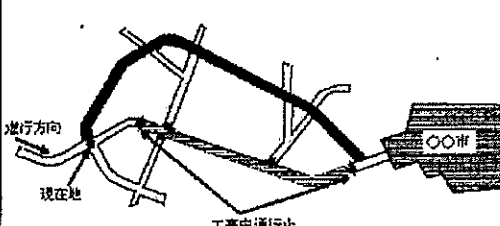
140cm

別表 様式 2

110cm

← まわり道 450^M

150^M先国道工事につき
まわり道をお廻り下さい



国土交通省 × × × × 事務所
(電話) × × × - × × × × - × × × ×

140cm

別表備考

一 様式1

(1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「舗装修繕工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。

(2) 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。

二 様式2

(1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。

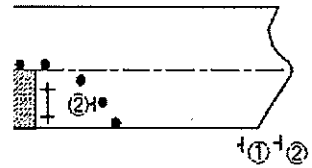
(2) 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cmとする。

参考(1) 車線の一部分が工事中の場合の標示例

① 必要があれば設置する



(2車線道路)



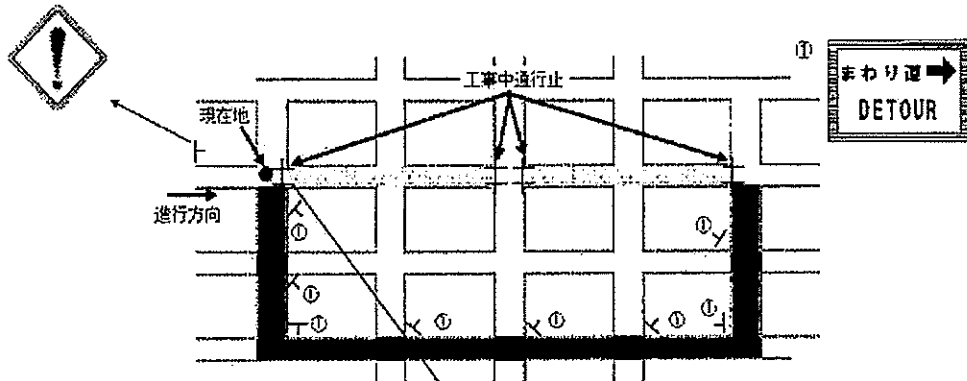
②



(4車線道路)

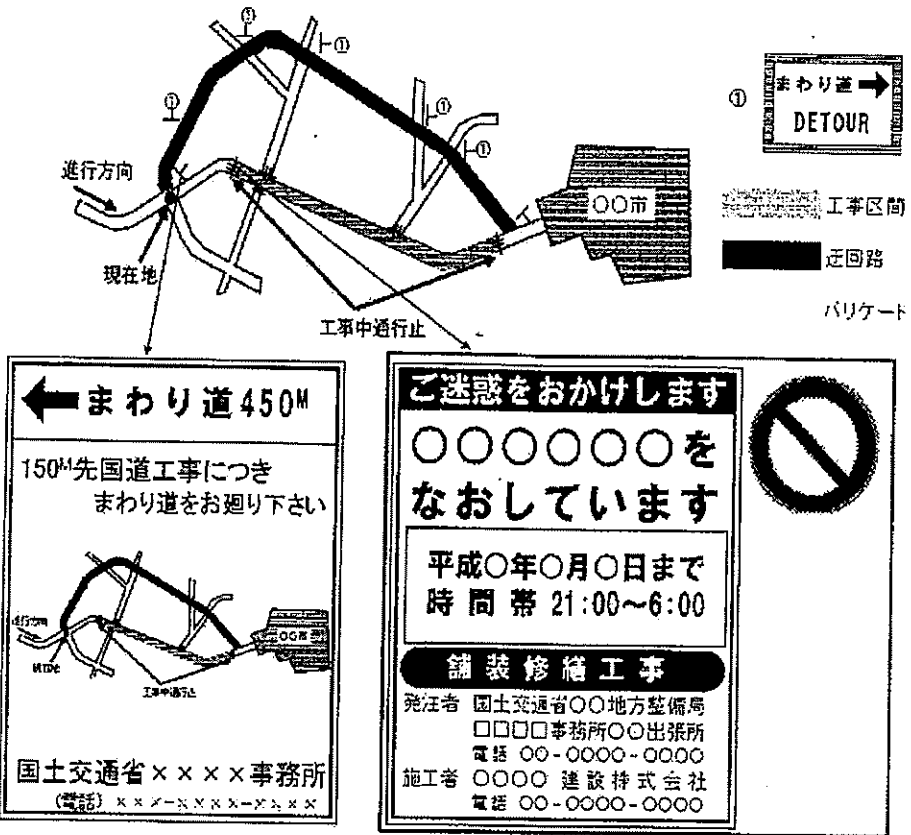
参考(2) 工事中迂回路の標示例 (市街部の場合)

(進行方向に対する標識の設置例を示す)

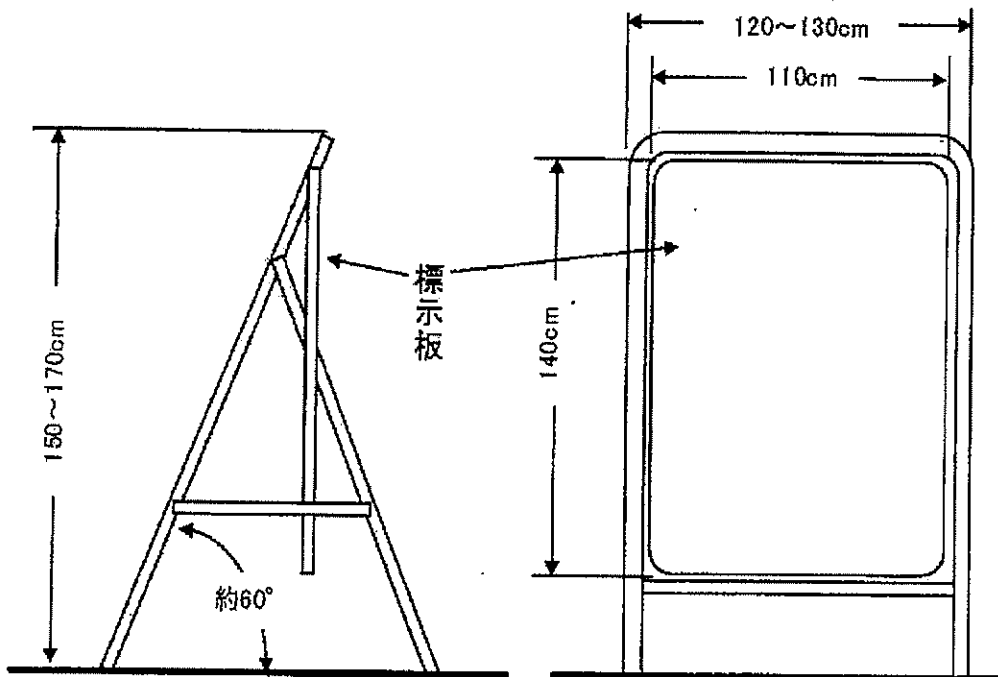


<p>ご迷惑をおかけします</p> <p>〇〇〇〇〇〇を なおしています</p> <p>平成〇年〇月〇日まで 時間帯 21:00~6:00</p> <p>舗装修繕工事</p> <p>発注者 国土交通省〇〇地方整備局 〇〇〇〇事務所〇〇出張所 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 施工者 〇〇〇〇建設株式会社 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇</p>		<p>まわり道 450M →</p> <p>この先国道工事につき まわり道をお廻り下さい</p> <p>国土交通省×××事務所 (電話) ×××-××××-××××</p>
--	--	---

参考(3) 工事中迂回路の標示例 (地方部の場合)
 (進行方向に対する標識の設置例を示す)



参考(4) 設置方法の一例



2-3 道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板的設置について

国道利第 38 号

国道国防第 206 号

平成 18 年 3 月 31 日

道路工事に対しては、依然として批判の声が多い状況の中、当局においては、学識経験者等からなる「ユーザーの視点に立った道路工事マネジメントの改善委員会」を設置するなどして、道路利用者の立場に立った施策を一層推進するため、検討を行ってきたところであるが、平成 15 年 10 月 7 日の当委員会の提言（「ユーザーの視点に立った道路工事マネジメントの改善について～外部評価に基づく工事とその影響の縮減～」）において、「道路工事がなぜ行われているのか、いつ終わるのかを利用者に分かりやすく周知し、道路工事に対する理解を促進することが必要である。」とされていることなどを踏まえ、道路工事現場周辺地域に対し工事情報を提供するため、工事情報看板及び工事説明看板的設置について下記のとおり定め、平成 18 年 4 月 1 日から施行することとしたので、遺憾のないよう実施されたい。

記

1 工事情報看板的設置について

予定されている道路管理者の行う道路工事（以下「道路工事」という。）に関する工事情報を提供するため、道路工事を開始する約 1 週間前から道路工事を開始するまでの間、工事内容、工事期間等を標示する工事情報看板的を、道路工事が予定されている現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りでない。

なお、標示板の設置にあたっては、様式 1 及び図 1 を参考とするものとする。

2 工事説明看板の設置について

実施されている道路工事に関する工事情報を提供するため、道路工事開始から道路工事終了までの間、工事内容、工事期間等を標示する工事説明看板を、道路工事現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りでない。なお、標示板の設置にあたっては、様式2及び図1を参考とするものとする。

3 占用工事に係る取扱いについて

上記提言における「道路工事」の中には、占用工事が含まれるものであることを踏まえ、占用工事に係る工事情報の提供にあたっては、記1、2の取扱いに準じて行うよう、地方連絡協議会等の場において、関係公益事業者に協力を依頼するものとする。

なお、標示板の設置にあたっては、様式3、様式4を参考とするものとする。

また、この場合、当該看板については、占用物件の設置等の工事のための一時占用として取り扱い、別個の占用としては取り扱わないものとする。

(平成18年3月31日 国道利第38号 国道国防第206号道路局路政課長 国道・防災課長通達)

図1 標示板の設置場所

